

愛知県立一宮起工科高等学校

生徒心得

- 明るく元気な校風をつくろう。
- ひとりひとりの行動の全てが起工高生の行動となることを自覚しよう。
- 悲しい交通事故をなくすために互いに交通安全に気をつけよう。

I 基本事項

(1) 学校生活

- ・基本的生活習慣を整え、明るく正しい生活を送ること。
- ・登校後は当日の授業終了まで校外に出てはならない。
- ・8：35までに登校し、着席して朝のＳＴで点呼を受けること。
- ・遅刻や欠席をする場合は、保護者から学校へ電話または欠席連絡システムにて連絡すること。
- ・授業に遅刻したときは、生徒指導部で入室許可証を発行してもらい教室に入ること。
- ・早退や、やむを得ず一時外出する場合は、生徒手帳の該当箇所に必要事項を記入して学級担任の許可を得ること。
- ・学校に不必要なものや危険物は持ち込まないこと。

(2) 登下校

- ・交通マナーや車内マナーを守り、安全に気を付け登下校すること。
- ・自転車で通学する場合は、自転車通学規程に従うこと。

2 学習

高校は学習を通じて、自らを成長させる場所です。積極的に取り組み、卒業後に備え、知識と技術を身に付けること。

(1) 学習に対する取組

- ・毎日の授業を大切にし、自分の目標を実現できるよう自ら学ぶ姿勢を身に付けること。
- ・レポート、課題、作品等の提出期限を厳守すること。
- ・予習、復習など家庭学習を毎日行う習慣をつけること。

(2) 考査

- ・1学期2回（5月、7月）、2学期2回（10月、12月）、3学期1回（1月または2月）の計5回実施する。
- ・考査時は出席番号順に着席する。
- ・筆記用具以外のものを試験会場に持ち込むことは認めない。

3 服装・身なりについて

身だしなみは個人の人格をも表します。清潔でさわやかに整えることを心掛けること。

(1) 制服

ア 詰襟学生服タイプ

- ・黒の標準型詰襟学制服。
- ・襟の右に科章、左に校章をつける。
- ・制服の下は白のワイシャツを使用する。
- ・夏は学校指定の開襟シャツを着用する。
- ・ズボンは夏冬とも長ズボンとし、異形なものは禁止する。

イ セーラー服タイプ

- ・黒または濃紺のセーラー服で襟に白線3本が入ったもの。
- ・スカートはひだ入りタイプ。
- ・胸に紺または黒のスカーフを結ぶ。
- ・左胸のポケットの上に校章、右襟の白線上に科章をつける。

(2) 防寒着について

- ・冬季（一定期間）は登下校時、制服の上に防寒具を着用することを認める。
- ・コート、ジャンパー、カーディガンまたは部活動で揃えたものを認める。
- ・革ジャン、Gジャン、革コート、耳あては認めない。

(3) 通学靴について

- ・革靴または運動靴とし、ハイヒールやスリッパでの登校は認めない。
- ・登校後は所定のスリッパを使用する。

(4) 頭髪やその他の身だしなみについて

- ・端正な頭髪とし、男子は眉、襟、耳にかぶらないようにする。
- ・パーマ、エクステンション、毛染、脱色等は禁止する。
- ・化粧、マニキュア、指輪、ピアス、タトゥーは禁止する。

4 その他

(1) アルバイト

- ・アルバイトは原則として許可しない。
- ・家庭の経済的事情により必要がある場合は、アルバイト許可申請を生徒指導部に提出し、許可が出た場合は、アルバイト規程に従い行うこと。

(2) 携帯電話・スマートフォン

- ・校内に持ち込む場合、授業中は電源を切り鞄にしまうこと。
- ・HR教室以外の場所で、許可なく使用することは禁止する。

(3) 自動車の運転や免許取得

- ・自動車や原動機付自転車、自動二輪の免許を取得することは禁止する。
- ・3年生で就職先や進学先が内定した生徒は、自動車学校に入校することを許可するが、免許取得は卒業式以降とする。
- ・四ない運動（免許を取らない、車を買わない、車に乗らない、車に乗せてもらわない）を厳守すること。

(4) 服喪期間

- ・父母 7日以内
- ・祖父母・兄弟姉妹 3日以内
- ・伯叔父母 1日
- ・葬儀のため遠隔地に出かける必要がある場合は、実際に要した往復日数を加算することができる。

愛知県立一宮起工科高等学校

各種規程

自転車通学規程

自転車通学を希望する場合は、道路交通法を遵守し、交通マナーを守り、事故を起こさないようにすること。

自転車通学者の条件

- (1) 通学自転車を学校に登録し、登録ステッカーを貼付すること。
- (2) 登録する自転車は、防犯登録を済ませること。
- (3) 事故に備えて保険に加入すること。
- (4) 日頃から自転車の整備、点検を心掛けること。
- (5) 2人乗り、並列運転、傘さし運転、ヘッドホンやイヤホンをしての運転はしないこと。
- (6) 自転車乗車時はヘルメットの着用を心掛けること。
- (7) 自転車は指定された駐輪場に駐車すること。
- (8) 通学時間にゆとりを持ち、より安全な通学路を選ぶこと。また、横断の際は信号機のある交差点や自転車横断帯を通行すること。

賞罰規程

- 1 学校は、他の模範となる善行のあった者、生徒会、部活動その他生徒会活動の発展、向上に著しい貢献をした者について表彰する。
- 2 校長は、教育上必要があると認める生徒に対しては懲戒を行う。(訓告・停学・退学)
 - (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者。
 - (2) 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者。
 - (3) 正当な理由がなく、出席できない者
 - (4) 学校の秩序を乱し、生徒としての本分に反した者。

車の免許取得等に関する規程

I 一般的な規程

在学中は、車（原付、自動二輪、普通自動車）について次のことを守ること。
「免許を取らない。車は買わない。車に乗らない。他人の車に乗せてもらわない。」
原動機付自転車、自動二輪車等の免許証の取得ならびに乗車は絶対にしないこと。

2 普通自動車の免許取得について

- (1) 本人・保護者・担任と相談のうえ、別紙の許可願を提出して、担任・生徒指導部の許可を得ること。
- (2) 学業にさしつかえないこと。自動車学校の入校は第3学年第2学期指定日以降、免許取得は第3学年第3学期卒業式以降とする。

3 違反者に対する指導

上記の項目に違反して、車の免許を取得するものに対しては、本人ならびに保護者を呼んで適切な指導に当る。なお卒業まで願出により免許証を学校に保管する。

アルバイトに関する規程

I 一般的な規程

原則として禁止する。但し経済的事情等でやむを得ず行う場合は必ず担任と相談し、学校の許可を受けること。

2 禁止項目

- (1) 成績不振者
- (2) 盛り場などの不健全な事業所等
- (3) 夜間（20：00以降）
- (4) 部活動に妨げのあるもの
- (5) 収入の使途が不適当なもの
- (6) 夏休みのアルバイトが通算して20日間以上にわたる場合
- (7) 住込みアルバイト

3 許可願

家庭の事情等やむを得ずアルバイトを希望する生徒は、所定のアルバイト許可願を提出し担任、部顧問、生徒指導部の許可を得なければならない。また、学期ごと長期の休みごとに提出すること。継続する場合は更新願となる。また、冬休みの郵便局のアルバイトは専用の許可願の用紙を使用する。

4 違反者に対する指導

上記の項目に違反して、アルバイトをするものに対しては、本人ならびに保護者を呼んで適切な指導に当る。

携帯電話・スマートフォンに関する規程

校内での携帯電話・スマートフォンは、マナーを守った使用を心掛けること。

1 校内での扱いについて

- (1) H Rでの授業中は電源を切り、鞄にしまう。
- (2) 教室移動の際は紛失防止のため身に付けておくこと。
- (3) 廊下での使用や、ながらスマホは禁止とする。
- (4) 使用できるのは、H R教室内と担当職員が許可している場合とする。
- (5) ゲーム機として使用しない。

2 違反した場合の指導

授業中に呼び出し音が鳴った場合、授業中に机上に置いていた場合、許可されていない場面での使用があった場合は下記の指導をする。

- 1回目 3日間の預かり指導、保護者連絡
- 2回目以降 保護者呼び出し、保護者へ返却する。

3 S N S・カメラ機能の使用について

マナー、モラル、エチケット、法律、一般的な常識を守って使用する。誹謗・中傷・いじめ・嫌がらせ・他人に嫌な思いをさせる・法律違反等をしない。また個人情報の流布、人権侵害をしない。